第十六条第四項中「携帯電話用設備」の下に「及びＰＨＳ用設備」を加える。

第十六条の二中「及び携帯電話用設備」を「、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備」に改める。

第十六条の五中「及び第十五条の二」を「、第十五条の二及び第十五条の三（第三号及び第四号に係る部分に限る。）」に、「及び携帯電話用設備」を「、携帯電話用設備及びＰＨＳ用設備」に改める。

第三十五条の二中「により、」の下に「災害時優先通信（緊急通報及び」を加え、「以下「災害時優先通信」という」を「）をいう。以下同じ」に改め、同条に次の二項を加える。

2　事業用電気通信回線設備は、前項第一号の機能により他の通信の制限又は停止を行った場合において、災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を記録することができるものでなければならない。

3　電気通信事業者は、第一項第一号の機能により他の通信の制限又は停止を行った場合は、前項の記録を分析し、できる限り多くの通信の疎通を確保するよう通信の制限又は停止の時間、程度等の実施の方法及び事業用電気通信回線設備の通信容量について必要に応じて見直しを行うものとする。

第四十四条に次の二項を加える。

2　前項の規定に基づく自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用される燃料について、十分な量の備蓄又は補給手段の確保に努めなければならない。

3　防災上必要な通信を確保するため、都道府県庁等に設置されている端末設備と接続されている端末系伝送路設備と接続されている交換設備及びその附属設備に関する前二項の措置は、通常受けている電力の供給が長時間にわたり停止することを考慮したものでなければならない。

第四十七条の次に次の一条を加える。

（大規模災害対策）

第四十七条の二　電気通信事業者は、大規模な災害により電気通信役務の提供に重大な支障が生じることを防止するため、事業用電気通信設備に関し、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一　電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御又は端末設備等の認証等を行うための電気通信設備であつて、その故障等により、広域にわたり電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすおそれのあるものは、複数の地域に分散して設置すること。この場合において、一の電気通信設備の故障等の発生時に、他の電気通信設備によりなるべくその機能を代替することができるようにすること。

二　地方公共団体が定める防災に関する計画及び地方公共団体が公表する自然災害の想定に関する情報を考慮し、電気通信設備の設置場所を決定若しくは変更し、又は適切な防災措置を講じること。

第四十八条中「前条」を「第四十七条」に改める。

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第二条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第二号ロ中「第二十七条の五第一号」を「第二十七条の五第一項第一号」に改め、同号ニ中「第二十七条の五第四号」を「第二十七条の五第一項第四号」に改め、同号に次のように加える。

ホ　事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号の二に規定するＰＨＳ用設備（第二十七条の四第二号ロ及び第二十七条の五第一項第四号において単に「ＰＨＳ用設備」という。）

第二十七条の四第二号ロ中「又は携帯電話用設備」を「、携帯電話用設備又はＰＨＳ用設備」に改める。

第二十七条の五第一項第四号中「携帯電話用設備」の下に「又はＰＨＳ用設備」を加え、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十九条第一項第十号中「確保」の下に「、ふくそう対策」を加える。

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第三条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中「電気通信事業者は、」の下に「災害時優先通信（緊急通報及び」を加え、「以下「災害時優先通信」という」を「）をいう。以下同じ」に改め、同条に次の一項を加える。

2　電気通信事業者は、不測の要因により、災害時優先通信の優先的な取扱いを確保するために他の通信の接続を制限し、又は停止を行った場合であつて、当該制限又は停止を受けた利用者の数が三万以上で、かつ、その時間が二時間以上のときは、当該制限又は停止を行った時間における災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を分析し、できる限り多くの通信の疎通を確保するよう、当該制限又は停止の時間、程度等の実施の方法及び電気通信回線設備の通信容量について見直しを行い、その結果について、様式第二十六の三により、当該制限又は停止を行った日から三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

第七条の三の次に次の二条を加える。

（災害対策の報告）

第七条の四　事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者（毎報告年度の最初の日において三万以上の利用者に電気通信役務を提供する者に限る。）は、災害時においてその取り扱う通信を確保するための措置について、様式第二十七の二により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（通信品質の報告）

第七条の五　音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備（電気通信事業法施行規則第二十七条の二第二号イからホまでに掲げるものに限る。）を設置する電気通信事業者（毎報告年度の最初の日において三万以上の利用者に音声伝送役務を提供する者に限る。）は、当該設備を介して提供する音声伝送役務の品質について、様式第二十七の三により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

様式第二十六の二中「第７条の２第１項関係」を「第７条の２第１項関係」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第26の3（第７条の２第２項関係）

通信制限時等における疎通状況の分析結果報告

年　月　日

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

通信の接続の制限又は停止を行った事業用電気通信設備及び電気通信役務の概要	
通信の接続の制限又は停止を受けた利用者の数	
通信の接続の制限又は停止を行った時間	
通信の接続の制限又は停止を行った場所	
通信の接続の制限又は停止を行った原因	